

焼 5 4 一 327 号
令 和 7 年 12 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

焼津市長 中野 弘道

市町村名 (市町村コード)	焼津市 (22212)
地域名 (地域内農業集落名)	静浜地区 (上の島,中の島,下の島,向島,後島,南島,東浜,南浜,川向,中島下,上向,御正作,白金,高徳島,中川原,中島上,新町,上本田,下本田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日(月) (令和7年度静浜地区第4回地域計画協議会)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・圃場整備によって、農地の区画整理や用排水路、農道の整備が進められてきた。
- ・当地区の南部地域（藤守・下小杉）においては、一団にまとまった水田が形成されているものの、農地の排水状態が悪いことから、湛水防除事業などの排水対策にも取り組んでいる。
- ・水稻で規模拡大を目指す地域の中心となる経営体が比較的多く存在し、法人経営体ではライスセンターの整備も行っている。
- ・施設園芸農家も多く、特にイチゴ栽培では、新規就農が進み、若い世代の活躍が見られている。また、環境制御技術の導入の進展や、JAのファーマーズマーケット等の整備が推進され近代的なハウスが存在している。
- ・農家の年齢構成や将来の経営意向から、経営拡大の意向が比較的大きい地区であり、耕作地の96%が田である。各農業者間の調整により、圃場の集約化や、ICTを活用した水管理システムの導入などには一定の成果が見られるが、さらに組織的な検討により推進して行く必要がある。
- ・多面的機能支払い交付金を活用し、中の島地域環境保全活動組織・下の島水土里の会が、地域の草刈りや泥上げを行い、用水路等施設の保全に努めている。
- ・大井川用水の下流に当たる当地区は用水の使用について今後は地域を越えた連携の検討が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の大部分を占める水田の利用を効率化して、生産性が高く、持続可能な営農を行っていく。そのために、利用権の設定・付替えを行い、集約化を促進する。
- ・施設園芸については、新規就農者の育成や法人経営による高収益作物の栽培を振興する。その中で、環境制御技術やヒートポンプの普及など、効率的で環境にやさしい農業に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	262.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	222.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・水田の引受け意向が多くあるため、出し手と担い手の調整を円滑に進めることが課題となる。地域の話し合いを定期的に行い、農地の交換などを行うことにより、集約化を進めていく。
- ・イチゴを主とする新規就農者が増えてきているため、高齢化等により使用されなくなる温室の有効活用を図ることが求められる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・新しく出る農地については、農地中間管理機構を活用して利用権設定をしていくことで、再配分による農地交換などをしやすくしていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農地の大区画化を行うため下小杉、藤守地域で10ha以上の整備区域を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・狭小・不整形など、条件の悪い農地についても耕作が継続されるように半農半Xや定年退職後の就農者の育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農業支援サービス（畦畔等の草刈りサービス、ドローンによる防除・施肥のサービス等）を活用して農業者の負担の分散化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

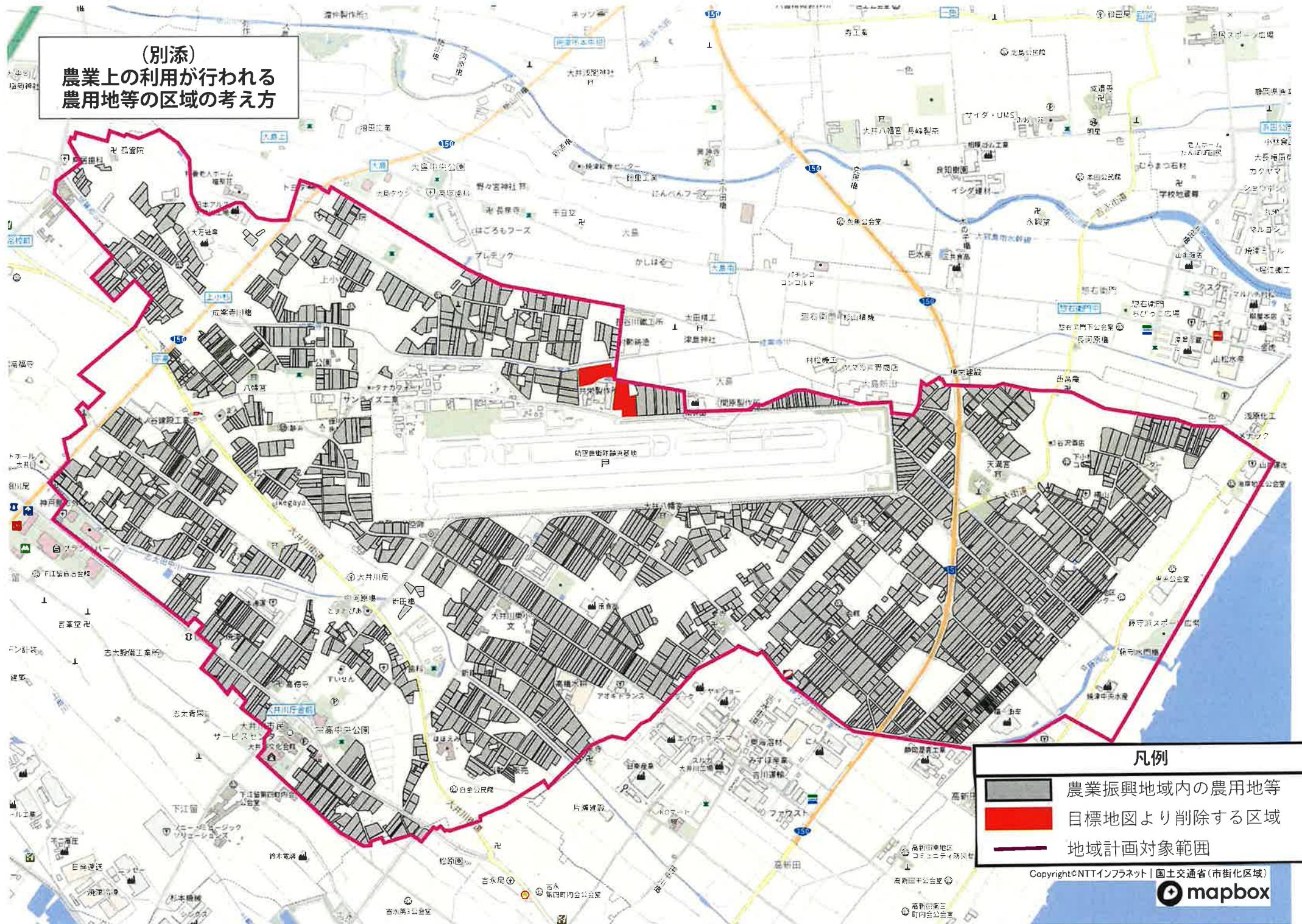
<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・自然環境の保全に資する生産方式の導入に取り組む。
- ・集約化したほ場に対し、作業の効率化を目指しスマート農機の導入を促進する。

(別添)

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方



凡例

- 農業振興地域内の農用地等
- 目標地図より削除する区域
- 地域計画対象範囲

Copyright © NTTインフラネット | 国土交通省(市街化区域)

